

令和 5年 3月 28日

## 令和 5年度 事業計画

舞鶴水先区水先人会

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行う。
- (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び関係官公署と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡 及び 監督に関する諸施策、  
その他 本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

すべての会員は、水先人会の設立目的を十分理解した上で、上記目的を達成するために同一目標に向けて協力し合わなければならない。

そのために会員の水先人は、自主自立的にその責務を果たし、自己を律し、日々自己研鑽に努めなければならない。

### 1. 重点事業

令和5年度は、本会の目的達成のために従前より厳正に実施してきた事業の加えて、本年3月に入会した新人水先人の新人研修、教育指導を厳正・確実に実施し、乗下船安全および水先嚮導業務の無事故を最重点課題として取り組む。

また、新型コロナウイルス感染防止対策については、本年5月に第2類から第5類感染症に引下げられる予定であり、関係官庁及び連合会及からの指示に基づいて、これまでの取り組みを廃止し、状況に応じた一般的な感染防止対策に移行するものとする。

#### (1) 新人水先人の新人研修及び指導教育について

- ① 新人研修期間は、原則として研修船舶数が20隻又は1か月間のいずれかに達するまでと内規により規定されているが、1か月経過後であっても、新人水先人が初めて乗船する船種、

船型、岸壁である場合は、会長が相乗りして嚮導業務内容を検証し、安全を確認した後、単独業務を行なわせるものとする。また単独業務後であっても気象海象や水路の状況によっては、相乗り又は水先担当を交代するものとする。

- ② 乗下船の安全確保について、乗下船時の実践教育の他、過去の事故事例や SOLAS と IMO の規定を周知して安全意識の向上に努める。
  - ・ 会員自ら基礎体力の向上に努め、体幹を鍛える様指導するものとする。
  - ・ 送迎タグボートの乗組員に対しては、新人水先人の安全乗下船の支援について協力を要請しているが、その実施状況を定期的に確認するものとする。
- ③ 会の業務運営全般について、副会長としての自覚を持って会長を補佐し、担当の職務全般について精通するよう指導する。

## (2) 新型コロナ感染防止対策について

- ① 水先要請船舶について、代理店を通じて新型コロナ感染症の疑いの有無を確認し、連合会関係官庁と綿密に連携して、安全確実なる感染防止対策を実行するものとする。
- ② 上記、水先業務における感染防止対策は、本年 5 月 8 日までは、日本水先人会連合会通達の「新型コロナウイルス感染症対策への取り組み(令和 5 年 3 月 13 日一部改正)」に基づくものとするが、同日以降は、状況に応じた一般的な感染防止対策(三密の回避等基本的な感染防止対策の励行)に移行するものとする。

## 2 各事業

### (1) 水先業務関連

- ① 顧客の信頼に応え得る水先業務の遂行の為、技能向上を図る施策として、全会員が、PPU (Portable Pilot Unit) を導入し、会の作成した標準操船要領を基本に、安全かつ能率的な嚮導を実践しているところであるが、PPU は、あくまでも嚮導業務の補助的ツールとして位置付けて、目視操船を基本とした水先業務を実践するよう自己研鑽に努める。
- ② 会員各位は、船舶の運航に船長として携わってきた経験を生かし、水先要請船舶の船長や船主からの質問・要求などに迅速かつ適切に対応し得るよう、必要な関連情報、知識を収集し、必要な英語力の涵養にも努めること。
- ③ 京都港湾局や関係官庁並びに代理店、関電などの関係者と連絡、協力体制を強化し、地域に貢献できるよう努力をする。

## (2) 水先引受窓口、料金收受関係

### ① 水先引受窓口業務の円滑な実施。

船主代理店からの水先要請受付けに当たり、船舶主要目、吃水、水先区間、日時、Crew List、Voyage Memo等の必須情報の提供を得て、関係水先人に周知すること。

### ② 水先料金收受事務の適確な実施と公開

担当の水先業務を終えた水先人は、必要事項を漏らさず記載した水先記録を会長に提出しなければならない。(Date欄には曜日も併記すること。)

会長は同・水先記録を基に「水先実績」を作成し、これまで通り公開する。

### ③ 事務所運営に関わる経理事務の明朗化の促進。

経理事務は分かり易く明朗な記載とするように努める。

## (3) 適正化事業

### ① 全会員による水先業務検証制度を真摯に継続・実施して、会員による本船の安全かつ能率的な水先業務全般の改善及び技能向上を目指す。

### ② 「薬物及びアルコール等に関する遵守事項」に基づき、アルコールチェックを本船の水先業務前に実施し、合同事務所の記録簿に記入すること。(アルコール検知器に毎回の検査記録を保存すること。)

### ③ 派遣支援体制について、令和5年度は、実質的に1名減って2名体制となる模様であるが、専属水先人が2名体制となったことから、派遣支援を要請する機会にはほぼないものと予想している。しかしながら、新型コロナの感染等突発的事案が発生した場合には、早急に派遣支援を要請し水先業務が滞ることのないよう派遣支援体制を堅持する。

## 3 会員の健康管理など品質管理に係わる事業の推進

### ① 会員は、自己の担当業務に関して周囲の関係者に迷惑を及ぼすことが無いよう、常に健康管理(促進)に努めること。

### ② 毎年3月～5月に連合会指定の健康診断を受検し、「要精密検査」指摘事項に関しては、必ず精密検査を受診し業務に支障のないことを確認すること。

以上